

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

筑北村
地球温暖化対策推進計画
(事務事業編)

令和2年度～令和6年度

令和2年11月

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）・・・・・・・・・・ 2
3. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 削減対象温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 上位計画や関連計画との位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 温室効果ガスの総排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 具体的な取組

1. エネルギーの削減目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 省エネルギー対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 公用車の適正利用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. ごみの軽減、リサイクル対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 太陽光発電等、再生可能エネルギーの積極的導入・・・・・・・・・・ 8
6. 公共施設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
7. 職員の意識向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 計画の点検、管理、評価

1. 計画の進行管理の仕組み（PDCAサイクル）・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 推進本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 職員の意識向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第5章 参考資料

1. 令和1年度（基準年）における施設毎の燃料等使用料・・・・・・・・・・ 11
2. 令和1年度（基準年）における施設毎の燃料等使用料・・・・・・・・・・ 13

第1章 基本的事項

1. 計画目的

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）がありますが、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加し、この増加した温室効果ガスにより大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因として考えられています。

このため、住民一人ひとりが日常生活において地球温暖化防止に配慮した行動が必要となるため、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき策定が義務づけられている温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画（以下、実行計画という。）として策定し、急激に増加した温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和元年度とし、計画期間を令和2年度～令和6年度までの5年間とします。

目標年度については令和6年度としますが、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 削減対象温室効果ガス

削減対象とする温室効果ガスは、「京都議定書」で対象とされている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（3種類）の6種類ですが、この計画で対象とするのは、具体的な取り組みが可能な二酸化炭素（CO2）とします。

温室効果ガス		人為的な発生源
二酸化炭素	CO2	石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼、廃棄物等の焼却

5. 対象範囲

推進計画は、筑北村が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外としますが、可能な限り受託者に対して、推進計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請していきます。

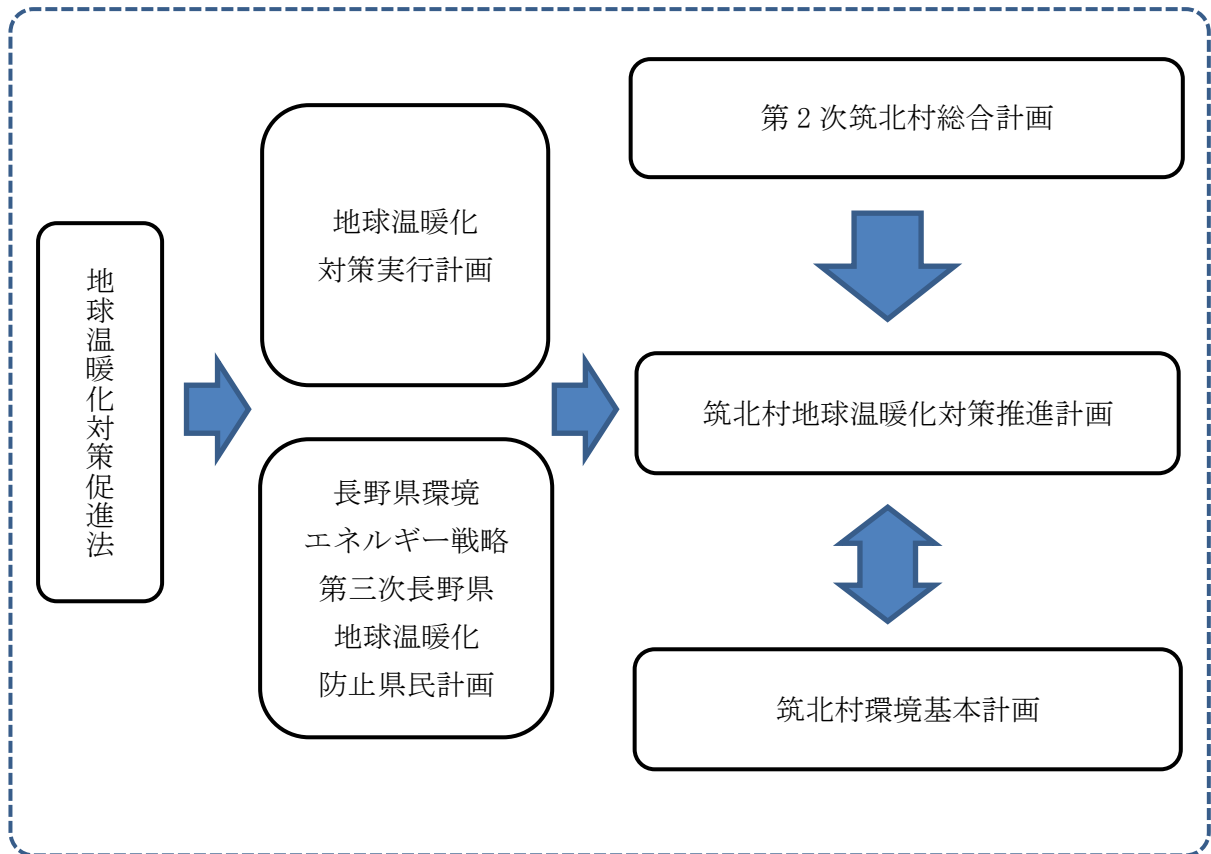
筑北村の主な施設

番号	管理課	施設名施設名
1	総務課	本庁舎（多目的ホール含む）、坂北福祉センター、情報センター、カルチャーセンター、坂北支所及び坂井支所
2	教育委員会	図書館、教育委員会事務所、歴史資料館、作陶場、筑北村公民館、本城公民館、ひまわり保育園、坂井保育園、筑北小学校、旧筑北小学校、聖南中学校、本城体育館、坂北体育館、バドミントン体育館、本城グラウンド、やすらぎ運動広場、坂井グラウンド、サッカー場、キャンプ場、本城屋内ゲートボール場、テニスコート
3	住民福祉課	子育て支援センター、就労センター
4	観光課	西条温泉とくら、碧館、坂北荘、冠着荘、健康館
5	建設課	西条農業集落排水施設、東条農業集落排水施設、小仁熊農業集落排水施設、乱橋農業集落排水施設、坂井農業集落排水施設、真田林業集落排水施設、中尾林業集落排水施設、栃平浄水場
6	産業課	本城農産物加工流通施設、坂北農産物加工施設、坂井特用加工施設、坂井生活支援促進機械施設、坂井屋内ゲートボール場
7	公用車等	公用車、就労センター営業車、西条温泉とくら・坂北荘・冠着荘 各温泉施設の送迎車

6. 上位計画や関連計画との位置づけ

筑北村では、「第二次筑北村総合計画」及び「筑北村環境基本計画」を策定して長期的な視点から村づくりに取り組んでおります。

本村ではこれらと連携し、村内の各施設の管理の見通しや将来的なあり方をみつまめ各施設のエネルギー消費の削減計画を策定します。



第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

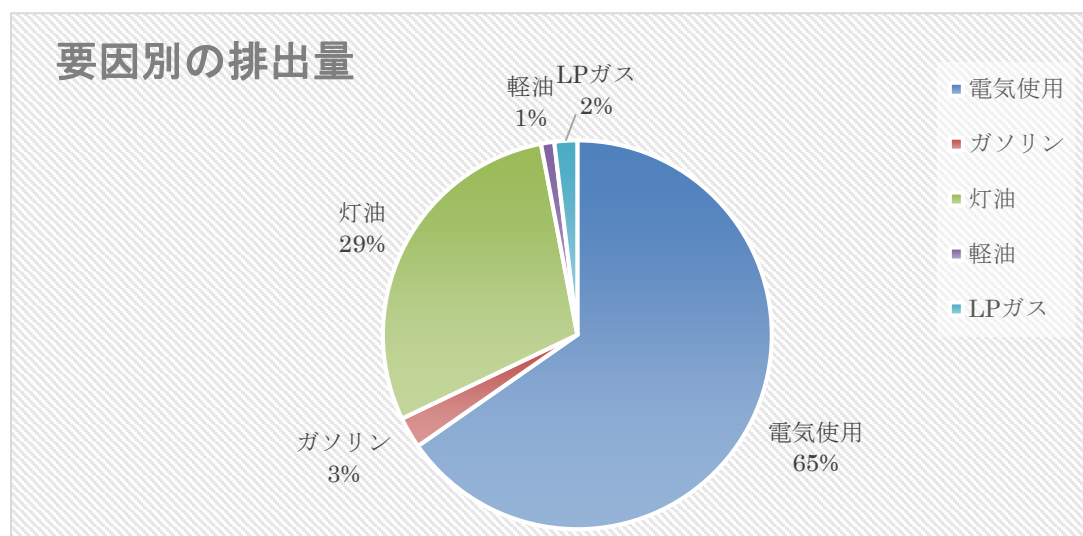
1. 温室効果ガスの総排出量の算定方法

本村の温室効果ガス排出量は、環境省が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第3条第3項に基づく国の責務の一環として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づいて示す技術的な算定方法を用いて算定します。

2. 基準年度の二酸化炭素排出量

筑北村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は次のとおりです。

項目	使用料	二酸化炭素排出量	排出割合
電気	2,717,461 Kwh	1,508.19 tCO2/Kwh	64.9%
ガソリン	26,048 ㍓	60.43 tCO2/㍓	2.7%
灯油	269,880 ㍓	672.00 tCO2/㍓	29.4%
軽油	9,491 ㍓	24.48 tCO2/㍓	1.1%
LPガス	14,786 kg	44.36 tCO2/kg	1.9%
合計		2,309.46 CO2	100%



令和元年度（基準年度）二酸化炭素排出量	2,309.46 (CO2)
---------------------	----------------

3. 削減目標

令和元年度を基準年度として、計画期間の最終年度である令和6年度の二酸化炭素の排出量の削減目標を次のとおりとします。

対象	削減目標	目標年度排出量
二酸化炭素	3%	2,240.10 (CO2)

第3章 具体的な取り組み

削減目標を達成するため、出先機関等を含めた全ての組織及び各施設において様々な取り組みを実施する必要があります。

1. エネルギーの削減目安

項目	取組	年間削減量(年間)	
		CO2	金額
照明 ※1・2・3	電球形蛍光ランプに取り替える	約 49.3kg	約 2,270円
	電球形LED ランプに取り替える	約 52.8kg	約 2,430円
	点灯時間を短くする	約 11.6kg	約 530円
冷房 (エアコン)	夏の冷房時の室温は28℃を目安	約 17.8kg	約 820円
	冷房は必要な時だけつける	約 11.0kg	約 510円
暖房 (エアコン)	冬の暖房時の室温は20℃を目安	約 31.2kg	約 1,430円
	暖房は必要な時だけつける	約 23.9kg	約 1,100円
石油ヒーター	必要な時だけつける	約 41.9kg	約 1,130円
パソコン	使わない時は電源を切る	約 18.5kg	約 850円
	電源オプションの見直す	約 7.4kg	約 340円
テレビ	テレビを見ない時は消す	約 9.9kg	約 450円
トイレ	使わないときはフタを閉める	約 20.5kg	約 940円
	暖房便座温度を低めに設定する	約 15.5kg	約 710円
電気ポット	長時間使用しないときはプラグを抜く	約 63.1kg	約 2,900円
ガソリン ※4	ふんわりアクセル「e スタート」	約 194.0kg	約 10,030円
	加減速の少ない運転	約 68.0kg	約 3,510円
	早めのアクセルオフ	約 42.0kg	約 2,170円
	アイドリングストップ	約 40.2kg	約 2,080円

※1 54W の白熱電球から12W の電球形蛍光ランプに交換した場合

※2 54W の白熱電球から9W の電球形LEDランプに交換した場合

※3 54W の白熱電球1 灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合

※4 年間削減量および年間走行距離、平均燃費は2,000cc 普通乗用車/ 年間10,000km 走行とし、平均燃費11.6km/L で計算。

出典：家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬（資源エネルギー庁2017年8月発行）

それぞれ一定の条件の場合の試算値

2. 省エネルギー対策

項目	具体的な取り組み
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業前、昼休み、残業時は、業務に支障のない範囲で消灯する。 ・ 廊下やトイレ等、自然光量で行動できる場合は消灯する。 ・ 利用場所の明るさに応じ、蛍光灯本数を削減する。 ・ 省エネ型蛍光灯、LED等、省エネ型製品を導入する。
電気機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン、コピー機等は省エネ型で環境負荷の少ない製品を導入する。 ・ パソコン、コピー機等、未使用時は省エネモードの設定をする。 ・ 勤務時間外の不必要なコピー機、パソコンの電源は切る。 ・ 不要な電気製品のコンセントは抜いておく。 ・ 使用していないテレビの電源は切る。
冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃になるよう設定する。 ・ 冷暖房効率を上げるため、カーテン・ブラインドを活用する。 ・ 冷暖房中、窓やドアは開閉をする。 ・ クールビズ・ウォームビズを推進する。
給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯器の火力の調整・適切な使用時間に心がける。
業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務効率の向上に努め、残業時間の削減及び定時退庁の促進、ノー残業デーを設定し、遵守を徹底する。

3. 公用車の適正利用等

項目	具体的な取り組み
低燃費車の導入等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車更新時に低燃費車や低公害車等を導入する。 ・ 低燃費車や低公害車の優先的に利用する。
適正運転の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急発進・急加速や不必要なアイドリング等をしない unnecessaryな荷物を降ろし車体の軽量化を図る。 ・ 定期的なタイヤの空気圧調整・整備。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り公共交通機関や自転車を利用する。 ・ ノーマイカーデーの推進を検討する。

4. ごみの軽減、リサイクル対策

項目	具体的な取り組み
水の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗車や清掃等の際には、水の使用量の抑制を図る。 ・ その他、日常的な節水の励行。
廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの発生抑制と分別を徹底し、ごみの減量化を図る。 ・ ごみ箱は可能な限り削減し、ごみの軽減に努める。 ・ 使い捨て製品の購入をできるだけ控える。 ・ 備品等の修繕に努め、利用の長期化を図る。

5. 太陽光発電等、再生可能エネルギーの積極的導入

項目	具体的な取り組み
太陽光発電の推進	<ul style="list-style-type: none">・役場庁舎に太陽光発電の導入を検討する。・家庭での太陽光発電、蓄電池等を積極的に助成推進する。
バイオマスの促進	温泉施設等では、バイオマスボイラーの利用促進を図る。

6. 公共施設工事

項目	具体的な取り組み
環境負荷低減	<ul style="list-style-type: none">・施設の新築、改築など、公共工事の際には、一定の環境負荷低減効果が認められている建築資材、建設機械、工法等に配慮する。・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重サッシ等）を導入する。・自動水洗等の節水機器の導入を検討する。

7. 職員の意識向上

項目	具体的な取り組み
用紙事務用品類の削減	<ul style="list-style-type: none">・両面コピー、両面印刷の徹底。・ミスプリント等の裏紙使用と使用済み封筒の再利用。・電子メール等を活用し、ペーパーレス化を図る。・会議資料は簡素化する。・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。・リサイクル用紙の購入に努める。
職員の意識向上	<ul style="list-style-type: none">・職員に対し地球温暖化対策に関する情報を提供し、職員の意識向上を図る。・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

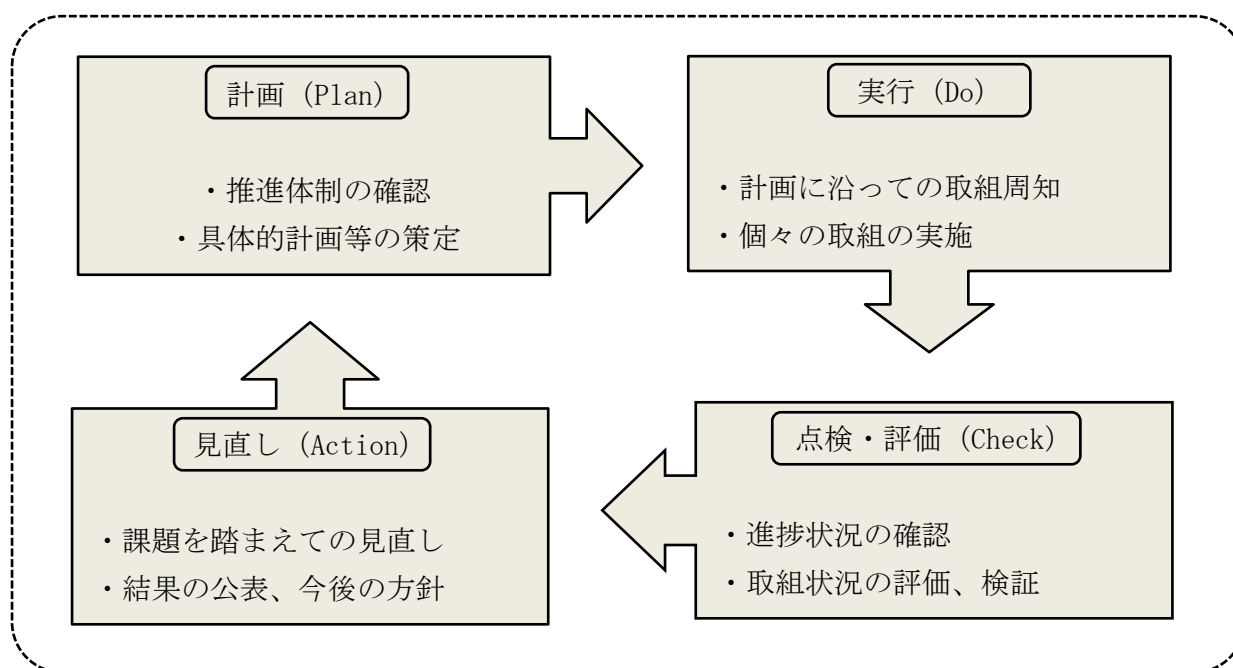
第4章 計画の点検、管理、評価

1. 計画の進行管理の仕組み（P D C Aサイクル）

計画の実効性を高め、地球温暖化対策を効果的に推進するため、進捗状況を確認しながら計画を進め、必要に応じて見直しを図ります。

また、筑北村では本計画の実現にあたり①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）のP D C Aサイクルの流れで、取り組みを推進していきます。

以下に、P D C Aサイクルのイメージを示します。



2. 推進本部の設置

温室効果ガス排出量の削減に向けた計画・改善策を策定するため、地球温暖化対策実行推進本部を設置します。

推進本部は、本部長を村長、副本部長に副村長及び教育長（欠員の場合は、村長が指名する職員）、構成員に各課長職として組織し、計画の策定、点検、見直し及び計画の推進を行うとともに、事務局を筑北村住民福祉課に置き、計画全体の進捗状況を把握し、総合的な管理を行い事業の推進を図ります。

3. 点検・評価

定期的に進捗状況や温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を全庁的に調査し、P D C Aサイクル等を活用し、点検評価を行います。

4. 職員の意識向上

本計画を着実に推進するには、職員一人ひとりの実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、職員に対し地球温暖化対策に関する情報を提供し意識向上を図ります。

5. 公表

計画の実施状況（温室効果ガスの排出量の推移）については、年1回、筑北村のホームページや広報誌等により公表します。

第5章 参考資料

1. 令和元年度（基準年度）における施設毎の燃料等使用量

	分類	電気 (Kwh)	ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	L P ガス (kg)
1	坂北支所、福祉センター、 図書館、情報センター	246,942	0	6,561	0	46
2	本庁舎、多目的ホール、 本城農産物加工流通施設	221,369	0	1,580	0	1,181
3	坂井支所(教育委員会)	46,586	0	3,517	0	41
4	カルチャーセンター	1,058	0	0	0	9
5	本城公民館、作陶場、 本城体育館	75,175	0	180	0	17
6	本城グラウンド	3,835	0	0	70	0
7	本城屋内ゲートボール場、 テニスコート(トイレ含)	8,500	0	1,060	0	0
8	本城サッカー場、管理棟	31,575	0	0	0	1
9	ふれあい広場キャンプ場	14,849	70	0	20	0
10	やすらぎ野球場、 やすらぎスポーツ広場	35,561	280	0	120	0
11	坂北体育館、就労センター	52,353	0	3,487	0	0
12	筑北村公民館	11,877	0	1,095	0	19
13	バドミントン体育館	31,234	0	0	0	0
14	坂井グラウンド、管理棟 トイレ、テニスコート	2,767	0	0	0	0
15	民俗資料館	3,806	0	0	0	0
16	ひまわり保育園	36,476	0	3,214	0	569
17	坂井保育園	24,009	0	1,798	0	318
18	筑北小学校	112,756	0	6,526	0	1,360
19	聖南中学校	138,144	0	11,675	0	296
20	旧筑北小学校	114,278	0	4,049	0	2,094
21	坂井屋内ゲートボール場	368	0	0	0	0
22	西条温泉とくら、碧館	445,712		114,180		5,456
23	坂北荘	188,461		43,987		869
24	冠着荘、健康館	288,919		64,011		1,247
25	子育て支援センター	10,783	0	1,940		16

	分類	電気 (Kwh)	ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	L P ガス (kg)
26	坂井特用加工施設	5,998	0	0	0	418
27	坂井高齢者活動・生活支援 促進機械施設	10,506	0	840	0	332
28	坂北農産物加工施設	11,091	0	180	0	497
29	西条農業集落排水施設	127,531	434	0	0	0
30	東条農業集落排水施設	87,360	0	0	0	0
31	小仁熊農業集落排水施設	38,009	0	0	0	0
32	乱橋農業集落排水施設	25,181	0	0	0	0
33	坂井農業集落排水施設	193,267	0	0	0	0
34	真田林業集落排水施設	5,373	0	0	0	0
35	中尾林業集落排水施設	6,135	0	0	0	0
36	栃平浄水場	59,617	1,772	0	0	0
37	公用車	0	20,353	0	2,675	0
38	就労センター 営業車	0	1,579	0	3,872	0
39	西条温泉とくら 送迎車	0	688	0	1,472	0
40	坂北荘 送迎車	0	179	0	345	0
41	冠着荘 送迎車	0	693	0	917	0
	合計	2,717,461	26,048	269,880	9,491	14,786

2. 令和元年度（基準年度）における施設毎の燃料等使用量

	電気 (Kwh)	ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	L P ガス (kg)
4月	231,428	2,257	30,585	736	1,393
5月	212,888	2,980	9,475	609	1,175
6月	195,428	2,072	18,031	653	1,111
7月	189,718	2,596	16,182	856	1,079
8月	225,044	2,209	17,166	1,189	1,172
9月	236,736	1,828	15,022	566	973
10月	192,778	2,410	19,372	1,078	921
11月	197,699	2,239	17,056	1,026	998
12月	205,726	2,166	37,420	910	2,211
1月	275,851	2,116	30,699	651	1,405
2月	285,107	1,627	31,470	656	1,201
3月	269,058	1,548	27,402	561	1,147
合計	2,717,461	26,048	269,880	9,491	14,786